

雇用調整助成金 不正受給 の対応を 厳格化 します

不正受給は「刑法第246条の詐欺罪」等に問われる可能性があります

捜査機関との連携強化

- 長野労働局は、不正受給対応について長野県警察本部等との連携を強化します
- 悪質な場合、**捜査機関に対し刑事告発**を行います

事業所名等の公表 予告なしの現地調査

- 不正受給した事業所名等を**公表**します
- 長野労働局、各公共職業安定所が、事前**予告なしの現地調査**（事業所訪問・立入検査※）を行います
- 不正**「指南役」の氏名等も公表**の対象となる場合があります

返還請求 (ペナルティ付き)

- 「不正発生日を含む期間以降の全額」 + 「不正受給額の2割相当額」（**ペナルティ**） + 「延滞金」の合計額を返還請求します

5年間の不支給措置

- 雇用調整助成金だけでなく、**他の雇用関係助成金も5年間の不支給措置**となります
- 不正受給は、あなたの会社や従業員の生活に深刻な影響を招きます

ご一報
ください

申請事業主の皆さん

- ・申請内容に誤りがあった場合
- ・受給した助成金の返還を希望される場合

従業員の皆さん

- ・不正受給に関する情報を把握している場合

※情報提供者のプライバシー保護には十分配慮いたします。